

# 特集 オリンピックと言語



## 特集

### オリンピックと言語

序論

## 「オリンピックと言語」 その議論の射程

佐野直子

さの・なおこ

### 1. はじめに

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定されて以来、オリンピックやパラリンピック、さらにはオリンピックに類するメガイベントについても含めた非常に多様な議論が、あらゆる分野で交わされてきた。その中で、「オリンピック（パラリンピック）」と「言語」についての特集を組むのは、本誌が初めてではない。『日本語教育』165号（2016年、日本語教育学会）では、「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催と日本語教育」という特集を組んでおり、2018年6月の日本言語政策学会第20回記念研究大会では、全体シンポジウムとして「東京2020大会と国・自治体の言語政策を考える」を開催した。同年9月には第5回スポーツ言語学会大会においてシンポジウム「スポーツと外国語—東京オリンピック・パラリンピック、そして未来へ—」を開催している。主催都市の東京都も、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、都市力の向上のために欠くことのできない表示・標識等の多言語対応の強化・推進のため、国の関係行政機関、関係地方公共団体、関係機関、民間団体及び企業等が相互に連携・協働して取り組むことを目的として設置した協議会」<sup>1)</sup>として、2014年3月19日に「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」を設置し、交通/道路/

観光・サービスの分科会ごとに「多言語対応取組方針」を公表している。

多言語社会研究会は、2018年12月1日に「オリンピック 多言語とナショナリズム」を大会テーマとして第10回研究大会を開催した。本特集は、そこで行われた発表とパネルディスカッションの議論をベースに、インタビュー・座談会記録と「あとがき」を加えた構成となっている。第10回研究大会が、時期的に後発であったことから、すでに議論が出尽くしていたかにも思われたが、パネルディスカッションにおいて確認されたのは、「オリンピック（や、それに類する国際的かつ大衆的ビッグイベント）」と「言語（その政治的・政策的問題）」の錯綜した関係性であった。本稿では、パネルディスカッションで提示された議論をまとめる形で、「オリンピックと言語」について考えるべき射程を整理していきたい。

## 2. オリンピズムとナショナリズム、そして言語

### 2.1. オリンピズム、オリンピック委員会と言語

近代オリンピック、または中心的理念をなす「オリンピズム」と、言語との関係を語るにあたって、まず本稿執筆時点の最新版である2018年版の「オリンピック憲章」を確認しておこう。言語に対する規定としては、オリンピックを運営するNGO団体である国際オリンピック委員会（Comité International Olympique）の公用語が第一にフランス語であり、そして英語であること（オリンピック憲章第2章第23条<sup>2)</sup>、そして「オリンピック讃歌」が近代ギリシャ語の歌詞であること（オリンピック憲章第1章第12条）が挙げられる程度である。また、「オリンピック憲章」の根本原則として、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」（オリンピック根本原則第6項）とされ、いかなる差別も受けることなく、スポーツによる「友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる」（オリンピック根本原則第4項）と、全般的な差別禁止規定がなされている。

近代オリンピックの創設者であるクーベルタン男爵には、当時のヨーロッパ、特にフランスの対独復讐的ナショナリズムと、それに基づく愛国主義教育に対する懸念があったとされる<sup>3)</sup>。そして、近代オリンピックはその設立当初、クーベルタンの意向によって芸術部門も併設されていた（舛本2016）。芸術とスポーツは、国家／民族の壁、そしてそこに内包されていた言語の壁を<sup>4)</sup>超えて、人々が相互交流するための重要な手段として位置づけられていたと思われる。言語の違いに関係なく、むしろ言語を必要としないインターナショナルな相互理解のためにこそ、近代オリンピックが構想されたのだとしたら、オリンピズムが言語について積極的に規定していないことのほうが、むしろ当然と言えるだろう。

しかし、例えばフランスオリンピック・スポーツ委員会のサイトには「フランス語、オリンピックの言語」というページが用意され、公用語に英語が加わったのは1972年以降にすぎないなどといった、オリンピックの公用語としての歴史が詳しく述べられている一方で、連合王国のオリンピック委員会のサイトには、言語についてのページはない。つまり、「オリンピック」という場における一定の言語使用に対して、どのような戦略・態度をとるのかは、言語ごとに異なる。そして実際に多数の競技のために世界中からアスリートを開催国に招聘し、大規模な大会を開催・運営するに当たって、どの言語をどこで、なぜ、使用するのか、とある言語を誰にどのように使用させるのか、そこにどのような意味が付与されるのか、といった、ある種の政治性が立ち上がり、戦略的・政策的な課題が浮かび上がってくる（この言語選択の射程は幅広く、例えば本稿において「国際オリンピック委員会」の「正式名称」を何語で表示するか、といった選択も、このような政治性と無縁ではない）。

2003年版のオリンピック憲章では、第60条「出版物」の規則60付属細則において、オリンピック組織委員会（Comité d'organisation des Jeux Olympiques）が、プログラムと解説書などの印刷物で、フランス語と英語と並んで、「ホスト国の言語（langue du pays hôte）」を使用することが規定されていた。1992年に開催されたバルセロナオリンピックでは、バルセロナの位置するカタルーニャ自治州の言語、カタルーニャ語を「当該国の言語」として（スペイン語とともに）使用している（本特集 塚原論文参照）。また、開会式の入場行進の順番についても、2003年版憲章第69条「開会式及び閉会式」の